様式第１号

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター施設使用許可（兼減免）申請書

年　　月　　日

　藤井寺市長　様

申請者　 住所（所在地）

団体名

（代表者職・氏名）

生年月日　　　　　年　　月　　日生　（男・女）

電話番号

　施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 使用施設  〇印を付けて | カフェ・マルシェ・ギャラリー・ワークショップ・ピロティ・  ガーデンテラス・その他（　　　　　　　　　　　） |
| 使用目的・内容  （具体的に） |  |
| 使用期間  （準備及び後片付けを含む。） | 年　　月　　日（　曜日）　　時から  年　　月　　日（　曜日）　　時まで |
| 事業開始日 | 年　　月　　日（　曜日） |
| 入場料の徴収 | 有（　　　　　　　　　　　　　　　　）・無 |
| 物品の販売 | 有（　　　　　　　　　　　　　　　　）・無 |
| 特別の設備 | 有（　　　　　　　　　　　　　　　　）・無 |
| 持込器具 | 有（　　　　　　　　　　　　　　　　）・無 |
| 使用責任者 | 氏名  電話番号  メールアドレス |

併せて、次のとおり使用料の減免を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 減免を受けたい理由 |  |

裏面へ

|  |  |
| --- | --- |
| 本申請については、以下に該当するため使用料の減免を依頼します。   * 国や他の地方公共団体が主催又は共催する事業で、市が関わる必要があるとして、関係する所管課が認め使用するとき * 市の執行機関が認める団体が活動の一環として、市が関わる必要があると関係する所管課が認め使用するとき | 課承認印 |
|  |

**観光・歴史文化交流センター施設の使用に関する遵守事項・留意事項**

観光・歴史文化交流センター（以下「センター」という。）の使用申請にあたっては、以下の遵守事項及び留意事項をあらかじめご了承いただくことが前提となります。

**《遵守事項》**

使用者は、センターの使用にあたって下記の事項を遵守してください。

なお、下記事項を遵守しなかったことにより生じた使用者の損害については、市はその賠償の責任を負いません。

* 使用の許可を受けた目的以外で施設を使用しないこと
* 施設の使用の権利を他人へ譲渡したり、転貸しないこと
* 施設に特別な設備を設置し、備付けの器具以外の器具を搬入し、または原状の変更をする場合は、あらかじめ許可を受けること
* 使用方法などについて、必要に応じてセンターの職員と打ち合わせをすること
* 使用責任者を置くほか、センターの秩序保持のために必要な措置を講ずること
* 使用を開始するときは、許可書をセンターの職員に提示し、使用後はその点検を受けること
* センターの備品を使用する場合は、使用前にその安全を確認すること
* センターの備品を許可なく施設外に持ち出さないこと
* 使用を終了したとき、使用の許可を取り消されたとき、使用の停止を命じられたときは、使用した施設や備品を直ちに使用開始前の状態に戻すこと
* 建物内・敷地内において、みだりに火気を使用し、または危険を引き起こす行為をしないこと
* 建物内・敷地内において、喫煙はしないこと
* 騒音を発すること、暴力を用いることその他他人に迷惑となる行為をしないこと
* 所定の場所以外に出入りをしないこと
* その他センターの職員の指示に従うこと

センターの使用にあたって、上記の内容を了承しました。

　　　　　年　　月　　日

氏　名；

団体名：

**《留意事項》**

使用者は、センターの使用にあたって下記事項に留意してください。

* 記載された個人情報は、藤井寺市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。
* 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるときは許可しません。
* 下記事項に該当する場合は、使用の許可に関する事項を変更し、使用の許可を取り消し、または使用の停止を命じる場合があります。なお、これにより生じた使用者の損害について、市は賠償の責任を負いません。

・使用者が、使用許可の条件や許可を受けた利用の目的に違反したとき

・使用者が、センターが適用を受ける条例・規則等の規定やセンターの職員の指示した事項に違反したとき

・使用者が、使用申請書に偽りを記載し、または不正な手段で使用の許可を受けたとき

・公序良俗に反したとき、または政治活動や宗教活動に使用したとき

・許可後、暴力団の利益になり、またはそのおそれがあると認められるとき

・災害その他緊急事態が発生し、センターが避難場所として開設する場合等、公益上特に必要と認められるとき

・施設の不良等、センターの管理運営上支障があると認められるとき

* センターの職員が使用施設への立ち入り調査を求めた場合は、使用者はこれを拒むことはできません。
* 施設や備品を汚損し、き損し、または滅失したときは、市が認めた場合を除き、使用者はその損害を賠償しなければなりません。
* センターの駐車場の駐車可能台数に限りがありますので、使用者の駐車を保証することはできません。